

「(仮称) 鈴鹿市西庄内町(下亀淵・四拾町地区) 太陽光発電所用地造成事業に係る簡易的環境影響評価書」に対する住民意見及び事業者見解

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者見解
1	1-1	いつかの新聞記事で太陽光発電による電気買取りを中止する動きがあると見たことがあります。もし買取りが中止された場合どのように対応されるのでしょうか。	<p>今後、法改正により固定価格買取制度が変更になるという最近の新聞記事であると推察します。固定価格買取制度が変更になると、変更後新たに計画する太陽光発電については固定価格による買取りの対象にならない可能性があるとのことの内容でした。</p> <p>しかし、当方の計画は、既に、国により事業計画認定済みであり、固定価格買取制度の対象にならない可能性は極めて低いと考えております。</p>
	1-2	評価書を拝見し近隣への影響への配慮がされていると感じました。しかし少なからず温度上昇があるように思いますがどうなのでしょう。電磁波、パネル反射によるまぶしさなども気になります。	<p>太陽光発電所設置の伴う気温の上昇につきましては、簡易的環境影響評価書に記述しましたとおり、既存の太陽光発電所と近隣の集会所や公園との温度比較を行ったところ、ほとんど差がないものとなっております。</p> <p>電磁波につきましては、JET(一般社団法人 電気安全研究所)が太陽光発電システムから発生する電磁波の影響について、実測定を通して検証しており(出典:JET Report Vol 52 2011 Autumn(一般社団法人 電気安全研究所))、影響は小さいものと結論付けております。よって、影響は小さいものと考えております。</p> <p>パネルの反射につきましては、造成森林や残置森林の緑地帯等を設けることに努め、影響の一層の低減を図ることとしております。</p>
	1-3	生態系も様々で、今ある自然を壊すのではなくもう少し違った場に設置できないのでしょうか。	事業予定地周辺の環境特性に配慮の上、環境保全処置を実施することにより、事業予定地において計画を進めたいと考えております。

以上